

「台湾産パパイヤ及びマンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則」（昭和53年7月28日付53農蚕第5514号農蚕園芸局長通達）一部改正
新旧対照表

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）別表1の付表第11の台湾産のソロ種のパパイヤ生果実並びに同付表第16の台湾産のアーヴィン種、カイト種及びハーディン種のマンゴウ生果実（以下「生果実」という）に係る植物検疫の実施については、昭和57年5月20日農林水産省告示第780号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）別表の1の2の項の台湾産のソロ種のパパイヤ生果実並びにアーヴィン種、カイト種及びハーディン種のマンゴウ生果実（以下「生果実」という）に係る植物検疫の実施については、昭和57年5月20日農林水産省告示第780号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。
2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 告示6の(1)のこん包に<u>通気孔を設ける場合は、次のいずれかの条件を満足しているものとする。</u> ア 生果実をこん包に収納する前に包装材料（<u>通気孔を設けているものにあつては、その通気孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）</u>で包み込んでいること。 イ <u>通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られているこん包を使用すること。</u> ウ <u>こん包又は束ねたこん包全体が網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で覆われていること。</u>	2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 <u>こん包に通気孔を設ける場合は、その通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られているものであること。</u>

改正後	現 行
(2) こん包場所 <u>告示6の(2)</u>のこん包場所は、次の条件を満足しているものとする。 ア 消毒施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている等、<u>ミカンコミバエ</u>種群又はウリミバエ（以下「ミバエ類」という。）の侵入を防止するための設備があること。 イ [略] ウ [略] 3 保管場所及び保管期間 (1) <u>告示7</u>の保管場所については、次の条件を満足しているものとする。 ア [略] イ [略] (2) [略] (3) 保管場所における生果実は、次の場合、植物防疫官により当該こん包に係る植物検疫証明書及びその写しをまっ消されるものとする。	(2) こん包場所 <u>告示5の(2)</u>のこん包場所は、次の条件を満足しているものとする。 ア 消毒施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている等、<u>ミカンコミバエ</u>又はウリミバエ（以下「ミバエ類」という。）の侵入を防止するための設備があること。 イ [略] ウ [略] 3 保管場所及び保管期間 (1) <u>告示6</u>の保管場所については、次の条件を満足しているものとする。 ア [略] イ [略] (2) [略] (3) 保管場所における生果実は、次の場合、植物防疫官により当該こん包に係る植物検疫証明書及びその写しをまっ消されるものとする。

改 正 後	現 行
ア [略] イ <u>告示6の(3)</u>の封印がない場合。 ウ <u>告示9</u>の表示がなされていない場合。 エ [略]	ア (2)の保管期間を超えた場合。 イ <u>告示5の(3)</u>の封印がない場合。 ウ <u>告示7</u>の表示がなされていない場合。 エ この包が破損又は開ひされている場合。
5 検査及び消毒の実施の確認 (1) 消毒の実施の確認 <u>告示5</u>の消毒の実施の確認は、次により、原則として、植物防疫機関と共同して行うものとする。 ア [略] イ [略] (2) 輸出検査の確認 ア <u>告示5</u>の検査の確認は、生果実のこん包数の5パーセント以上について、植物防疫機関が行う検査に<u>立ち会い</u>、<u>検疫有害動植物</u>、特にミバエ類がないことを確認することをもって行うものとする。 イ [略] (3) 植物検疫証明書 ア 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたことを確認したとき、及び(2)の<u>ア</u>により<u>検疫有害動植物</u>が	5 検査及び消毒の実施の確認 (1) 消毒の実施の確認 <u>告示3の(3)</u>の消毒の実施の確認は、次により、原則として、植物防疫機関と共同して行うものとする。 ア [略] イ [略] (2) 輸出検査の確認 ア <u>告示3の(3)</u>の検査の確認は、生果実のこん包数の5パーセント以上について、植物防疫機関が行う検査に<u>立会い</u>、<u>有害動物又は有害植物</u>、特にミバエ類がないことを確認することをもって行うものとする。 イ [略] (3) 植物検疫証明書 ア 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたことを確認したとき、及び(2)の<u>ア</u>により<u>有害動物又は有害</u>

改 正 後

ないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を記入し、押印するものとする。

〔削る〕

イ〔略〕

ウ〔削る〕

7 表示

(1) 告示9の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、輸出植物検疫終了の表示は生果実の表面に、また、仕向地の表示

現 行

植物がないことを確認したときは、次の様式により植物検疫証明書の裏面又は余白にそれぞれ確認したことを付記するものとする。

区 分	確認者氏名 印	 3センチメートル
消毒確認 月 日 時		
検査確認 月 日 時		

← 10センチメートル →

イ〔略〕

ウ イにおいて植物検疫証明書の写しを添付する場合にあっては、その正本をあらかじめ横浜植物防疫所成田支所あてに送付させるものとする。

7 表示

(1) 告示7の生果実及びこん包の表示は、それぞれ次の様式によるものとする。

改 正 後

はこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

ア 輸出植物検疫終了の表示

(ア) パパイヤの場合



(イ) マンゴウの場合



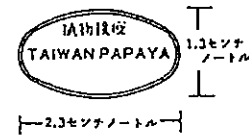
イ 仕向地の表示



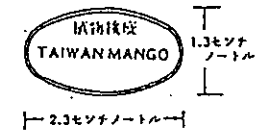
現 行

生果実の表示

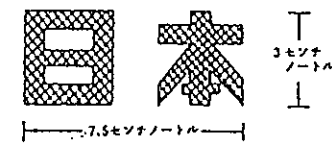
(ア) パパイヤの場合



(イ) マンゴウの場合



はこん包の表示



改 正 後	現 行
(2) [略] ア [略] イ [略] [削る] 8 輸入検査 (1) [略] (2) [略]	(2) [略] ア [略] イ [略] ウ <u>植物検査を受けられる日本の飛行場は、新東京国際空港，東京国際空港，名古屋空港，大阪国際空港，福岡空港及び那覇空港であること。</u> 8 <u>輸入検査の場所</u> <u>輸入検査は、植物防疫法施行規則第6条第1項に掲げる港及び飛行場のうち、主として次に掲げる港又は飛行場（以下「輸入港」という。）の植物防疫官が指定する場所において行うものとする。</u> (1) 港 <u>：京浜港，名古屋港，大阪港，神戸港，関門港，那覇港</u> (2) 飛行場 <u>：新東京国際空港，東京国際空港，名古屋空港，大阪国際空港，福岡空港，那覇空港</u> 9 輸入検査 (1) [略] (2) [略]

改 正 後	現 行
(3) <u>植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示9の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。</u> (4) (1), (2)及び(3)以外の輸入検査の<u>手続</u>及び方法は、植物防疫法施行規則及び輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号)によるものとする。 (5) [略] ア [略] イ [略]	(3) <u>告示3の(3)の植物防疫官による付記がなされている植物検疫証明書若しくはその写し</u>が添付されていない場合、<u>告示5の(3)の封印のないこん包入りの場合、告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。</u> (4) (1), (2)及び(3)以外の輸入検査の<u>手続</u>き及び方法は、植物防疫法施行規則及び輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号)によるものとする。 (5) [略] ア [略] イ [略]